

飯田地球温暖化対策地域協議会 規約

平成19年10月1日制定
平成21年8月1日一部改正
平成22年5月20日一部改正
平成24年5月17日一部改正
平成25年5月16日一部改正
平成26年7月3日一部改正
平成27年5月25日一部改正
平成28年5月19日一部改正
平成29年5月22日一部改正

(名称)

第1条 この協議会は、飯田地球温暖化対策地域協議会（以下「本会」）という。

2 この協議会の通称は、「いいだ温対協」とする。

(目的)

第2条 本会は、人の営みと自然、環境が調和した地域を目指すため、地球温暖化対策を推進する市民、市民団体、企業等と連携し、地域の環境活動と経済活動が良好な関係で循環することに配慮しながら、深刻化する地球温暖化に対して地域ぐるみでその対策活動を推進してゆくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、必要に応じて事業計画を策定し、かつ、構成団体との強力な連携を図りながら事業（以下「共催事業」という）を行うとともに、地域で行われる地球温暖化対策活動の支援を行う。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれにも該当する団体又は有識者である個人で、執行委員会（第12条に規定するものをいう。）において承認を受けたものとする。

- (1) 飯田市の区域において、地球温暖化対策活動の成果が顕著に現れる事業活動を行っていること。
 - (2) 第2条に規定する本会の目的に賛同していること。
 - (3) 会員から推薦を受けていること。
- 2 会員は、退会しようとするときは、会長に申し出てその承認を受けなければならない。
 - 3 会長は、会員としてふさわしくない非行があったと認めた会員を、第11条3項第5号の規定による総会の議決を経て、除名することができる。
 - 4 会員は、会長の指定する期限及び方法により、年会費として5,000円を納めなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内（内1名は環境モデル都市推進課長をあてる）
 - (3) 監事 2人
- 2 役員は、総会において会員が互選する。
 - 3 役員は、他の役員の職を兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、本会の会計を監査し、監査報告書を作成して総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に欠員が生じたときは、後任の役員を選出する。この場合における後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 本会に、意思決定機関として総会を置く。

2 総会は会員数の半数以上の出席により、成立するものとする。

3 総会は次の事案を議決し、出席者の3分の2の賛成をもってその可否を決する。

(1) この規約の変更

(2) 年度毎の事業計画及び収支予算

(3) 年度毎の事業報告、収支決算及び会計監査報告

(4) 役員を選任

(5) 第5条第3項の規定による会員の除名

(6) 本会の解散

(7) その他本会の運営に関して重要であると会長が認めた事項

4 総会は、事業年度の終了後3月以内に開催し、会長が招集する。

5 総会の議長は、会長が務める。

6 会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

(執行委員会)

第10条 会長は、本会の事業又は運営に関し必要と認めたときは、執行委員会を招集することができる。

2 執行委員会は、会長、副会長のほか、会長が指名する会員及び事務局（第14条に規定するものをいう。）をもって組織する。

3 執行委員会は、事業計画・企画について確認及び審査を行う。

4 執行委員会について必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第11条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、会長の指示の下に本会の会務を行い、飯田市市民協働環境部環境モデル都市推進課がこれに当たる。

3 会務に必要となる書類、帳簿等は、事務局に備え付ける。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、当該年度の総会終了後から翌年度総会開催前までとする。

2 本会の収入は、飯田市等の公共団体及び一般団体、民間企業等からの交付金、補助金、助成金、委託金等とする。

3 会計の処理は、会長の監督の下、事務局が行う。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員による推薦のあった者のうちから会長が委嘱する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成29年5月22日から施行する。